

(裏)

記載要領

- 1 「事業所の種類」の欄は、日本標準産業分類又は旅館業法第2条に定める種類日本標準産業分類は、中分類に掲げられる業種（例えば食糧品製造業、木材製造業、繊維工業、紙製造業、金属製造業、機械製造業）を記載すること。
- 2 「増加生産額」の欄は、特別償却設備を取得等したことにより増加する生産額で、操業開始の日を含む事業年度末又は年末までの実績額を記載すること。
- 3 「特別償却設備」の欄は、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで、又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる減価償却資産であって製造の事業に直接供されているものを記載すること。
したがって、販売のための事務所、事務所用備品、福利厚生のために設けられている売店、理容所、会館、寄宿舎等は、これに該当しないものである。
- 4 「特別償却の有無」の欄は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項第1号又は第45条第1項第1号の規定による特別償却を行っているかどうかを記載する。